

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 第二卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869

子銀業叔關係

④

④

二六資庁第五九五号

昭和二十六年十月十八日

資 源 庁 長

外務省事務次官 殿



西南群島内の鉱業権の取扱について調査依頼の件

標記の件については、本年四月司令部指示により終戦時における鉱業権を有する者の名簿等を提出したが、同島地内の鉱業の実施に関し法制上の疑点があつたので、別紙の如き質問書を提出した。これに対し現地司令官の指示を待つて行われる旨非公式回答があつたが当局として業界の指導のため早急に現地における法制を知りたいので、使節団に対し調査方をお願する。

二六資銀局第一二三五号

昭和二十六年八月十七日

資源庁 鉱山局長



琉球民政府東京事務所長 殿

沖繩縣所在の鉱業権の取扱について

沖繩縣所在の日本鉱業法による鉱業権の取扱について、左の事項に關し、御意向を伺いたし。

一、さきに当方から終戦時において鉱業権を取得していたものと認められる者の氏名及び掘利内容を報告したが、これに対する貴方の扱い如何。

二、前項の権利は、日本の鉱業法によるとすれば、譲渡による移転その他の法律事実を通商産業局に備え付けてある鉱業原簿に登録すること

とによつて、その効力を発生せしめ、また第三者に對抗できるものであるが、琉球民政府においてこれを容認される法的措置をとつておられるかどうか、あるとすれば如何なる内容か。

三、琉球政府における法令であつて、鉱業を實施する場合、關係のある法令及び内容をお聞きしたい。左のとすれば、如何なる根拠により如何なる方法、手段によつて鉱業を實施せしめるか、行政措置等につき、お聞きしたい。

昭和二十六年八月二十七日

琉球諸島米國民政府在日通商事務所

資源庁 鉱山局長

松田 道夫

殿

本書簡は、琉球諸島米國民政府在日通商事務所輸出部フィンク女史宛貴
殿發送の昭和二十六年八月十七日附書簡に対する回答書である。

終戦時において鉱業権者であつた者の一覽表は沖繩那覇所在の琉球諸島
米國民政府の琉球財産管理局に送附済みである。右の局において当該個人
又は法人の権利につき現行規定により処理せられている。

前々項に述べた書簡の第二第三項に記載された質問に答えるため次の情報
を提供する。

(一) 国際法の通説によれば、占領地は、その欲するところに従い制限なく当
該占領地域に施行せしめられている法律を取り消し、代替し又は修正す
る権利を有する。少くとも占領が継続する期間は、占領地域の居住者は
法的には占領者が実施する法律を認める義務がある。

(二) 占領者がかかる法律を実施しないときは現行法は効力を有する。

(三) 琉球米國民政府（旧軍政部）は、鉱業に關して立法しなかつた。

同右に述べた理由によつて、琉球財産管理局は、日本の鉱業法は連合軍の

琉球占領時において存在した形で尙効力を有するものと考える。

(四) 講和條約が調印されるまでの期間においては、琉球米國民政府は本件（鉱業

）に關する法律を改正する権利を有する。

講和條約調印后において、かかる法律を改正する主管、権限がどこに所

在するかは講和條約の内容自体によつて決定されることならう。

(五) 終戦時以後日 本鉱業法につきなされた改正は、琉球においては、効力

を有しないことを指摘しておく。

デヨージ・ビー・ノストランド

事務所長、陸軍大佐

昭和二十六年八月二日

首題琉球諸島に於る鉱業権又は試掘許可申請に対する SOP

一、申請書は琉球諸島合衆国民政府を以て沖縄那覇（局番 719）商工部長に提出されたい。

二、右に述べた添付文書は、出来れば次の事項の記載を含むこととする。

イ、組織構成の説明例えは個人組織か会社組織か又会社組織の場合株主表及其の住所

ロ、会社の整理状況又は純資産に関する記述書

ハ、支出計画の資金額或は追加資金入手計画の説明

ニ、申請者が職前より当該鉱業権を所有したかどうか所有してた場合当該権利の写真写或は他の証拠、登記番号及其日時を記載の事

ホ、県町村別所在地と共に地域の説明出来得る限り坪数財産の所有者の記述

ヘ、地域の地図当地図は村宇土地事務所使用のものと同じスケールを用ふる事更に鉱山道路或は予定設営場所の所在を示す全体図を添附することが望ましい

ト、掘探せんとする鉱物の大体の等級、品位、埋蔵量及予定月間又は年

間年産量、万一今之を記載しなむき場合には事業に着手次第之を報告する旨記載の事

チ、購入或は使用せんとする全施設表

リ、現在及将来の法律命令に従う旨の承諾及当該事業が琉球経済に役立つ事案

ヌ、登記料その他使用料を支拂う旨の記述

ル、鉱石を鉱山から海岸迄、海岸より船迄の運搬計画及び市場の所在地に関する簡単な説明

六、上記添付書類に各々番号を附し、申請書のカガミに各添付書類の見出を附すること。

四、本申請の許可不許可に最終決定を与える琉球財産受理局或は准せん官庁たる商工部に役立つ資料は凡て同封して当該申請者及び官庁の時間の浪費を省くようせよなる事を望む。

續柴樵確認一覽表(中經總行調查島縣大島郡)

登錄號	鑛區所在地	鑛種名	面積	登錄年月日	採柴業者	住 所
森 式 4230	大島郡北山村	燐	317,495坪	昭和14.9.25	瀨口 敏一	大島郡北山村
森 式 4191	"	金銀銅 燐	351,500	" 15.3.28	木森重門	大島郡北山村
森 式 4557	龍柳村	銅硫砒鐵	332,000	" 16.1.14	吉岡新助	大島郡北山村
森 式 4695	鎮西村	燐 燐	264,000	" 16.6.6	井上英造	大島郡北山村
森 式 4700	龍柳村	金銀銅 硫砒鐵	928,800	" 16.6.12	山本 龍一 南國新報社	大島郡北山村
森 式 4989	仁吉屋町	"	318,280	" 17.9.11	梶原 守一	大島郡北山村
森 式 4318	木島林	硫 重	942,000	" 15.6.17	南國新報社	大島郡北山村
森 式 4319	"	"	993,000	" "	"	大島郡北山村
森 式 4320	"	金銀銅	986,000	" "	"	大島郡北山村
森 式 4942	大島郡龍柳村	高 燐	351,300	"	坂野秀次 外之助	大島郡北山村
森 式 301	木島林	硫 重	178,900	大正 6.3.14	渡来 猛夫	大島郡北山村
森 式 302	龍柳村	金銀銅	409,500	"	日本煤業(株)	大島郡北山村
森 式 330	木島林	硫 重	8,200	"	英國人(株)	大島郡北山村
森 式 331	木島林	硫 重	409,311	"	"	大島郡北山村
森 式 383	"	"	886,300	"	德 若 康 夫	大島郡北山村
森 式 365	"	"	886,300	"	南國新報社	大島郡北山村
森 式 107	大島郡北山村	硫 重	607,200	昭和 14.10.13	南國新報社	大島郡北山村
森 式 1065	八重山郡北山村	石 炭	915,350	" 15.6.25	洋南利(株) 外之助	大島郡北山村
森 式 1066	"	"	168,200	"	"	大島郡北山村
森 式 1067	"	"	999,200	"	"	大島郡北山村
森 式 1036	"	"	767,000	" 14.11.14	南國新報社	大島郡北山村
森 式 1076	同前郡北山村	高 燐	139,300	" 15.10.9	中村 興作	大島郡北山村
森 式 1080	龍柳村	銅硫砒鐵	115,000	" 15.11.15	山口 利 夫	大島郡北山村
森 式 1087	大島郡北山村	燐	899,930	" 15.11.25	白 鹿 興業(株)	大島郡北山村
森 式 1088	"	"	899,000	"	"	大島郡北山村
森 式 1089	"	"	984,698	"	"	大島郡北山村

洋紙	入道山郡外富村	紅炭	924,000	昭和17.4.28	木村茂雄	新橋本町1丁目
洋紙	"	"	59,000	" 17.8.12	岩見重栄	入道山郡外富村 1499
洋紙	"	"	993,700	" 18.5.31	中林利治	北豊島郡北豊島町 不明201
洋紙	"	"	706,000	" "	"	"
洋紙	"	"	86,290	" 15.6.17	東洋産業(株)	東道郡北豊島町 1丁目1
洋紙	"	"	583,000	" 17.6.10	"	"
洋紙	"	"	115,000	" "	"	"
洋紙	"	"	974,680	" "	"	"
洋紙	"	"	996,000	" "	"	"
洋紙	"	"	720,000	" "	"	"
洋紙	"	"	994,300	" "	"	"
洋紙	"	"	992,600	" "	"	"
洋紙	"	"	991,600	" "	"	"
洋紙	"	"	995,600	" "	"	"
洋紙	"	"	990,000	" "	"	"
洋紙	"	"	998,000	" "	"	"
洋紙	"	"	996,000	" "	"	"
洋紙	"	"	456,576		日糖興業(株)	東京都千代田区神田 富士町2
洋紙	島尾郡大須身村	燐	285,800		五サ工業(株)	東京都中央区京橋 一丁目2,7
洋紙	"	"	79,642		帝國産業(株)	東京都中央区本境町 1丁目19~10
洋紙	吳去川	硫黄	77,900		五サ工業株式会社	東京都中央区京橋 一丁目2,7
洋紙	座間味村	銅	234,200		全	全
洋紙	全	全	117,500		全	全
洋紙	入道山郡竹富村	石灰	89,500		東洋産業(株)	東京都千代田区 中幸町一丁目一
洋紙	"	燐	479,400	昭和8.10.25	郡蛋製(株)	東京都千代田区 青野1字
洋紙	"	"	24,900	昭和8.10.30	"	"
洋紙	"	石灰	249,100		東洋産業(株)	東京都千代田区 内幸町一丁目一
洋紙	"	"	472,400		"	"

第五課長

号

沖繩班長

鹿兒島県大島郡十島村に關する並業法等の適用及びこれに伴う経過措置に關する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合國最高司令官覺書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に關する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に關する暫定措置に關する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第一項前段及び第五項の規定に基き、この政令を制定する。

（並業法等の適用）

第一條 左に掲げる法律及びこれに基く命令は、鹿兒島県大島郡十島村に關する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に關する政令（昭和二十七年政令第十三号）第一項後段の規定に基き鹿兒島県大島郡十島村に在る区域（以下「下七島」という。）に適用する。

一 並業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

二 滅失並業原簿調製等臨時措置法（昭和二十五年法律第二百六号）

第二條 旧並業法（明治三十八年法律第四十五号）による試験権又は採掘権であつて、その試験区域又は採掘区域が下七島に所在するものについ

十島村

ては、並業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第一條及び第二條の列に在る。

二 前項に規定する並業法施行法第一條の例により並業法による試験権となつたもののみをされた旧並業法による試験権の存続期間は、並業法第十八條の規定にかかわらず、この政令の施行の日から二年とする。

第三條 前條に規定するものの外、並業法及びこれに基く命令を下七島に適用するについての経過措置は、並業法施行法第四條から第十七條まで、第十九條から第二十八條まで、第三十條から第四十二條まで及び第六十條に定める経過措置の例による。

（滅失並業原簿調製等臨時措置法の適用に關する経過措置）

第四條 旧並業法による試験権又は採掘権であつて、その試験区域又は採掘区域が下七島に所在するものについての滅失並業原簿調製等臨時措置法の規定の適用に關しては、同法第二條第一項中「この法律」とあるのは「鹿兒島県大島郡十島村に關する並業法等の適用及びこれに伴う経過措置に關する政令（昭和二十七年政令第 号）」と読み替へるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から三十日を経過した日から施行する。

理由

鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（一口之島を含む。）について鉱業法等を適用するとともに、これに伴う経過措置を講ずる必要があるからである。

政令第三百八十号（昭和二十六年十二月二十一日）

昭和二十六年十二月五日附連合國最高司令官嘗書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に關する暫定措置に關する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

1 鹿兒島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）については、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用されていた法令のみを適用するものとする。この場合においてこれらの法令の実施上琉球諸島民政府又はその機関に属していた権限でその区域にあつた機関に属していたもの以外のものは、国家及び裁判所の権限に属すべきもの並びに政令で定める場合を除く外、鹿兒島県知事が行うものとし、その区域で従前公務に従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2 前項の規定により鹿兒島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

す。

3 この政令施行の際現にその職にある鹿兒島県大島郡十島村の村議会の議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4 前項の規定する職員の退職に因る選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定をすることが出来る。

5 前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合國最高司令官嘗書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に關する件」を実施するため第一項に規定する区域について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

参照條文

鑛業法施行法

〔昭和二十五年十二月二十日
法律第二百九十五号〕

〔鑛業法〕

第一條 鑛業法(明治三十八年法律第四十五号。以下「旧鑛業法」という。)による試掘権は、第三項の規定によるものを除き、鑛業法(昭和二十五年法律第百八十九号。以下「新法」という。)の施行の日において新法による試掘権となつたものとみなす。

二 旧鑛業法による採掘権又は砂鑛法(明治四十二年法律第十三号。以下「旧砂鑛法」という。)による砂鑛権は、次項の規定によるものを除き、新法の施行の日において新法による採掘権となつたものとみなす。

三 旧鑛業法による石油を目的とする試掘権又は採掘権は新法の施行の日において新法による石油および可燃性天然ガスを目的とする試掘権又は採掘権となつたものとみなす。

四 旧重要鉱物増産法(昭和十三年法律第三十五号)附則第三項の規定によりなされた効力を有する同法(以下「旧増産法」という。)第十七條ノ二の規定による使用权又は旧石油鑛業法(臨時措置法(昭和二十三年法律第百五十四号)附則第三項の規定によりなされた効力を有する同法(以下「旧措置法」という。))第十七條の規定による使用权(以下「旧使用权」という。))は、試掘鑛を以て設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租鑛権となつたものとみなす。

〔鑛又の面積等〕

第三條 前條第一項から第三項までの規定により新法による鑛業法となつたものとみなされた旧鑛業法による鑛業権(右取を目的とするものを除く)の鑛又の面積については、新法第十四條第三項及び第三項の規定にかかわらず、旧鑛業法第九條第三項の例による。但し、その鑛又については、減少、増記及び悉く又は分割後の鑛又の面積が新法第十四條第三項の面積を下るに等しい場合は減少、増記及び減少又は分割をすることを妨げない。

二 前條第二項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧砂鑛法による砂鑛権の鑛又の境界(当該砂鑛権の変更後の鑛又の境界を除く。)又は面積については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

鑛業法

〔昭和二十五年十二月二十日
法律第二百八十九号〕

(試掘権の存続期間及びその延長)

第十八條 試掘権の存続期間は、登録の日から二年以内。

- 乙 前項の期間は、その満了に際し、抵当権者の申請により、二回（名指し目的とする抵当権については三回）に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、一回ごとに二年とする。
- 4 第三項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内に行われなければならない。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法

（昭和十五年五月二十六日
法律第二百六号）

第三條 別表第一に掲げる空襲その他災厄により滅失した鉱業原簿（以下「滅失鉱業原簿」という。）に登録されていた鉱業権の鉱業権者、旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその效力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権者若しくは抵当権者又は仮登録名義人は、省令で定める手続に従い、この法律施行の日から六箇月以内に通商産業局長に鉱業原簿の調製の申請をしなければならない。

「鹿児島県大島郡十島村に関する銃薬法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令」について

(三三三三九番源序(釜山島))

昭和二十六年十二月五日附の覚書によつて鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの(以下「下七島」という。一は、同日以後日本国の行政管の及ぶ範圍となつたが、その切替の際の混乱を防止するため、右の覚書に添くポツダム政令(別添昭和二十六年政令第三百八十号)により十二月五日以後もそれまで下七島に適用されていた法令(占領當時の布告)により、占領前適用されていた日本国法令は、特に変更の必要が認められない限り、占領後もその効力を存続する旨が定められたので、占領軍が特別の定めをしなれば占領當時の日本国法令がそのまま十二月五日まで適用されていたこととなる。一のみが適用され、それ以外の法令を適用するためには、政令で特別の定めをすることとなつた。

その後、右の特別の定めをするための政令が次々に制定されたが、このように個別的に政令を制定するより現行法令は、下七島に適用するに當つて特別な経過措置を必要とするもの等若干の例外を除き、本年

四月一日から全面的に下七島にも適用することが行はるゝ適当であると、この政令は、右の政令で例外として列挙され、四月一日以後も下七島に適用されないこととなつてゐる銃薬法および銃失銃薬原簿調整等臨時措置法を下七島に適用するとともに、適用に當つての経過措置を定めることを目的とするものでその点は、次の通りである。

(1) 占領當時下七島に適用されていた旧銃薬法が占領期間中たる昭和二十六年一月三十一日に廢止されたため、今同新銃薬法を適用するに當つて、新銃薬法の施行當時に該法施行法によつて規定したと経過措置を講ずることとした。

(2) 銃失銃薬原簿調整等臨時措置法は戦災により銃失した銃薬原簿の再調整を例法施行の日から六箇月以内に申請させ、申請のないものは、銃薬権が消滅したものとみなす旨を規定した法律であるが、同法が占領期間中たる昭和二十五年五月二十六日に公布施行されたため下七島には適用されておらず、かつ、下七島に所在する銃薬権の銃薬原簿はすべて銃失してゐるので、同法の一部を講み替え、この

政令により同法が適用される日から六箇月以内に款項原簿の再調査の申請ができることとした。

(3) 下七島は今なお交通の便が甚だ悪いことを考慮し、下七島の居住者でこの政令施行と同時に新銀業法による出願をしようとするものが不当に不利を蒙ることをないよう施行期日を公布の日から^十日を経過した日とした。

四 及び、右に述べた如く款項原簿が全部喪失しているので、占領当時の銀業簿に関する調査は困難であるが、昭和十八年当時の簿類による調査から推定すれば下七島に所在する銀業簿は約二十五その目的とする銀物は、金、銀、銅、亜鉛、鉄、錳等であり、金、銀以外はそれ程発行価値があるものとは考えられない。

TO : GENERAL HEADQUARTERS, SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.
(Attn: Diplomatic Section).

FROM : Ministry of Foreign Affairs.

SUBJECT : Sending of Copy of Register of Former Japanese State Property in Nansei Islands.

FOM No. 35 (A-2)

11 January 1952

1. Reference: SCAP Memorandum, AG 091 (29 Jan 46)GS, SCAPIN 677, subject: Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan.

2. In compliance with a request RYU-RIN-SEI No. 72 under date of June 11, 1951, made by the Director of the Agriculture and Forestry Agency of the Ryukyus, for a copy of the register of former Japanese state property in the Nansei Islands coming under the jurisdiction of the Kumamoto Regional Forestry Office of the Japanese Government, the Chief of the latter has compiled a copy each of the undermentioned papers and forwarded the same to this Ministry, which is now attached hereto.

"Okinawa Land Register"

"Oshima-gun Waste-land Register"

"Oshima-gun State Forestry Register"

"Report on Former Forestry Property in the Jurisdiction of Okinawa District Forestry Office"

As direct communications with the Ryukyu Islands are barred under the reference Memorandum, the Chief of the Kumamoto Regional Forestry Office desires to have the papers passed on to their destination through this Ministry. It is, therefore, respectfully requested that the General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, be good enough to see to it that they are duly transmitted to the Director of the Agriculture and Forestry Agency of the Ryukyus.

FOR THE MINISTER:

(Eiji Wajima)
Chief, Asian Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Military Intelligence Section, General Staff
Japanese Liaison Section
AFO 500

7 August 1951

MEMORANDUM FOR: MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
Attention: Liaison Bureau.

SUBJECT : Request for Japanese Records.

1. Request that this office be furnished with the following records and maps from the appropriate Japanese Government agencies:

a. Real property purchased, rented or used by the Japanese Government in the Ryukyus, such as air fields, training areas, camp sites, highways, weather stations, harbors and harbor facilities, communications facilities, etc.

b. List of property owners of each area described above having sold, rented or permitted use of property by the Japanese Government or any of its agencies.

c. Records of any transfer of title, contract or any other agreements between individuals and Japanese Government agencies of all properties in the Ryukyus Islands.

d. Area, purchase price or rental of each parcel of property or facility referred to above. (It is believed the majority of such records will be located in offices of the Japanese Army and Navy at Tokyo, Fukuoka or Sasebo.)

For the Assistant Chief of Staff, G-2:

DAVID S. TAIT
Colonel GSC
Chief, Japanese Liaison Section

Received: 8 Aug 10, 00 a.m.
Shukan : GG
Copy : C of L, C of P
LCO LLO
MA

七島に所在する鉱業権に関する措置について

(三七三五 資源庁鉱山局)

- 一 鹿兒島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（以下「七島」という。）に所在する鉱業権については、当分の間「従前その区域に適用されていた法令」として、昭和二十六年琉球列島米国民政府布令第五十五号（以下「布令」という。）を適用する。ただし、布令の適用に当つては権限行使機関を福岡通商産業局長とする旨の政令をなるべく速かに制定するものとする。この場合においては、鹿兒島県と十分連絡した上、右の政令は、昭和二十六年十二月五日から適用することとする。
- 二 七島については、鉱業法、滅失鉱業原簿調製等臨時措置法、鉱山保安法およびこれらに基づく命令を適用する旨の政令を制定し、昭和二十六年十二月五日から適用するものとする。右の政令においては、おむね左の事項についての経過措置を規定することとする。
 - (1) 七島に所在する試掘権の存続期間の計算および期間の延長に関する特例（必要かどうか、可能かどうかを十分検討すること。）
 - (2) 七島に所在する鉱業権に関する滅失原簿調製等臨時措置法の要

更適用

- (3) 昭和二十年八月十四日までに旧鉱業法等によつて行われた鉱業の出願等の効力についての経過規定
- (4) 昭和二十年八月十五日から昭和二十六年十二月四日までに、琉球米国民政府その他の占領当局またはその指令によつて行われた七島に所在する鉱業権に関する処分等の効力についての経過規定
- (5) 昭和二十六年十一月二十六日以降布令によつて行われた手続の効力についての経過規定（一に記した鹿兒島県との連絡により十二月五日以後鹿兒島県知事が布令による処分を行つていなければ、一の政令施行後は、布令による処分を行わないものとする。）

政令第三百八十号（昭和二十六年十二月二十一日）

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

1 鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）については、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用されていた法令のみをなお適用するものとする。この場合において、これらの法令の実施上確球諸島民政府又はその機関に属していた権限でその区域にあつた機関に属していたもの以外のものは、國家及び裁判所の権限に属すべきもの並びに政令で定める場合を除く外、鹿児島県知事が行うものとし、その区域で従前公務に従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2 前項の規定によつて鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、國の機関としての権限とみなす。

なす。

3 この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会の議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4 前項に規定する職員の退職に因る選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定をする事ができる。

5 前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を實施するため第一項に規定する区域について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

琉球諸島米國民政府に対する要望（二七三、二五資源庁釀山局）

- 一 昭和二十六年十一月二十六日民政府布令第五十五号（以下「布令」という。）は、日本國の鉱業法およびその附屬法令と多くの点において異なる規定を設け、また日本國法令に存する規定を欠くものが少なくない。同地域が現在米國の占領下にあり、今後も信託統治地域として特別の法域となることを予想すれば若干の相違はやむを得ないとしても、敗戦前同地域に鉱業権を有していた者の既得権の保護のため、および北緯二十九度以北三十度以南の七島の如く將來日本國に帰属する場合の適用法令の連続性の確保のためには、できる限り日本國法令に類似した法的規制を行うことが適當であると考えられる。右の趣旨に従い、なるべく早い機会に左記の諸点について検討された上、もし可能ならば布令の全部もしくは一部を改正し、または現行布令の解釈を明確にする等の措置をとられることを要望する。
- 1 旧所持者の日本國內における譲渡を自由に認めること。
- 2 私的実在の意義を明らかにすること。
- 3 採掘権者の死亡の際の停止を行わないこと。
- 4 「売却、移管、譲渡」の區別および「更張」の意義を明らかにすること。

A (1)

A (2)

- 5 A (1) および (2) については登録主義をとること。
- 6 三月三十一日の期限を少くとも三箇月延長すること。
- 7 O (1) O (2) の隣連を明らかにし、採掘権者の承継人にも譲渡申請を認める旨を明確に規定すること。
- 8 譲受人の手数料は、必要最小限度に止めること。
- 9 a 着業義務および稼行義務を緩和すること。すなわち期間を少くとも六箇月とすること。
- b 認可に係らしめて、期間の延長を認めること。
- 10 手数料または使用料の即時完納を一定期間猶予すること。
- 11 1 (1) および (2) を取消の事由としないで、罰金制とすること。
- 12 日本政府との連絡の手續を明確にすること。
- 13 試掘権の期間を少くとも一箇年とし、その延長（または更新）の回数および基準を定めること。
- 14 關係資料の内容を明確にすること。
- 15 降伏前の権利設定の有無の調査方法を明らかにすること。
- 16 能力主義をとることの可否

A (3)

A (1)

O (1)

O (2)

D (1)

D (2)

E . F

H

L 1 (1) (2)

1 (1) (2)

O (3)

二 A

三 B (2) a

三 B d e f

二右の要旨に従つて布令の改正を行うことが可能な場合、または申請の処
理・登録の方法等に関する細部の手續を定める場合に、もし、日本の
法令および従来の処理手續等を参考にするため必要とあれば、日本の
府は、敗戦前同地域の鉱業権に関する事務を行い、かつ、日本國法令に
類した福岡通商産業局の担当官を當地に派遣する準備があることを申
し添える。

三最後に七島の復帰に伴い同地域に対する布令の適用に関して救済問題で
あるので次の諸点についての意見を承わりたい。

一七島の日本國に帰属した日（昭和二十六年十二月五日）までは、同地
域にも布令が適用されたと考へるべきかどうか。
二もし、適用されていたとすれば、布令施行後は、日本國法令は、完全
に効力を失つていたものかどうか（昭和二十年占領当時の布令によれ
ば、一降伏前同地域に適用されていた日本國法令は、特に変更の必要
がない限り、占領後もその効力を存続する一旨が定められているが、
布令の施行は、特に変更の必要があるとして特別の定めをしたものかど
うか）。

三占領当時の布令により、米國民政府は、十二月五日までは、同地域に

存する鉱業権を管理していたと考へるべきかどうか。

四もし、管理していたとすれば、十二月五日以後は、その管理権は、無
條件に消滅したと考へるべきかどうか。

五同地域に存する鉱業権について、十二月五日までに米國民政府に対し
譲渡申請等を行った者があるかどうか。